

宇治市告示第 1 2 5 号

特定生産緑地（宇治市）の指定の解除について

生産緑地法（昭和 4 9 年法律第 6 8 号）第 1 0 条の 6 第 1 項の規定により特定生産緑地の指定を解除したため、同条第 2 項において準用する第 1 0 条の 2 第 4 項の規定により告示します。

なお、区域の解除図は、ホームページ及び宇治市都市整備部公園緑地課において、一般の縦覧に供します。

令和 6 年 1 1 月 5 日

宇治市長 松村 淳子

番号	位置	特定生産緑地の面積	備考
大 - 2	大久保町山ノ内地内	約 0 . 0 4 h a	一部解除